



私たちの生活を支えるために重要な税金。

今回は、市民の皆さんから寄せられた質問にお答えします。

税金と私たちの生活

税金は、市税・県税・国税(右の表参照)に分かれ、私たちの生活に関わる多くのことに使われています。学校に通ったり、家庭ごみを処理したり、公園や道路を整備したりなど、暮らしやすいまちを維持するためには、税金が欠かせません。

本市では、進行する少子高齢化や人口減少などの問題に対応し、持続的に発展していけるよう、税金を活用し、さまざまな取り組みを行っています。

税金は、現在の私たちの生活を支えると同時に、明るい未来をつくるための重要な財源です。正しい知識を持って納税してください。

主な税金の種類

ID 1003700

市税	市民税、固定資産税、都市計画税、軽自動車税など
県税	県民税、事業税、不動産取得税、自動車税など
国税	所得税、法人税、相続税、贈与税、消費税など



初めての納税

Q 初めて市から納税通知書が送られてきました。どうして送られてきたのですか？

ID 1021529

A 市税を納める対象になったからです。

前年に収入があった人や軽自動車を所有する人など、市税を納める対象になると市税が課税されます。

送られてきた納税通知書を確認して納めてください。

詳しくは「市税のしおり」をチェック！

「市税のしおり」は税制課(市役所2階)などの窓口においてある他、市HPでも見ることができます。

外国語(※)に翻訳した「多言語版 市税のしおり」もありますので、ご利用ください。

税制課 ☎(632)2204

※ 英語・スペイン語・ポルトガル語・中国語・韓国語・タイ語・ベトナム語・ネパール語の8言語。

ID 1036074



▲市HP
通常版ページ

ID 1021110



▲市HP
多言語版ページ



教えて 固定資産税

Q 令和6年中に住宅を取り壊したら、令和7年度の土地の固定資産税が高くなりました。何か理由があるのでしょうか？

A 特例措置が適用されなくなったためです。

住宅が建っている宅地は、住宅用地に対する課税標準の特例措置により、土地の固定資産税が軽減されます。

住宅が取り壊されると特例措置が適用されなくなり、翌年度の土地の固定資産税が高くなります。

税制課 ☎(632)2248・2249

原付バイクを譲り受けたら

Q 先輩から、原付バイクを譲り受けました。どんな手続きが必要ですか？

A 所有者変更の申請をしてください。

手続きをしないと、前の所有者に軽自動車税が課税され続けてしまうので、税制課や各地区市民センター・出張所で必ず変更手続きを行ってください。

なお、申請にはナンバープレートや譲渡証明書などが必要です。詳しくは、税制課へ。

税制課 ☎(632)2205

市民の皆さんの
質問にお答えします

ID 1003708



▲市HP



市民税・県民税の申告、所得税の確定申告の 申告期間は3月17日(月)まで

ID 1039436

市民税・県民税=市民税課 ☎(632)2233、所得税=宇都宮税務署 ☎(621)2151

市民税・県民税の申告

令和7年度分の市民税・県民税の算定に必要な申告です。申告内容は国民健康保険税、介護保険料、市営・県営住宅の家賃、保育料などの算定に利用するため、令和6年中に収入がなかった人も申告が必要です。

ただし、所得税の確定申告をする人や、市内に住む親族の扶養になっている人は、市民税・県民税の申告は必要ありません。

詳しくは、市庁舎をご覧ください。市民税課へ。

■市民税・県民税の申告書は、パソコンやスマートフォンからオンラインで作成・提出できます ID 1025932

- 市庁舎の「ページID検索」で「1025932」と入力するか、右下のQRコードを読み取り、「市民税・県民税申告書作成システム(外部リンク)」をクリックする。
 - 作成した申告書をPDF形式で保存し、住所・氏名などを入力。
 - 「宇都宮市電子申請共通システム(外部リンク)」をクリックし、利用者登録。
 - 保存した申告書データと申告する人の本人確認書類を画像データで添付し、3月17日(月)までにオンラインで提出。
- ▼詳しい手順については、市庁舎をご覧ください。なお、PDF データを印刷して、郵送での提出もできます。



送付先 〒320-8540 市役所市民税課

▲市庁舎

■市民税・県民税の申告会場

会場	期間	受付時間
市民税課 (市役所2階)	3月2日(日) 3月17日(月)までの 月～金曜日	午前9時～午後4時 午前8時30分～ 午後5時15分
篠井地区市民センター (下小池町)	3月4日(火)	午前9時～午後3時
河内地区市民センター (中岡本町)	3月5日(水)・6日(木)	
豊郷地区市民センター (岩曽町)	3月7日(金)	
雀宮地区市民センター (新富町)	3月11日(火)・12日(水)	

▼申告会場の混雑状況をX(旧Twitter)で発信しています。

▼市民税課アカウント @miya_siminzei

所得税の確定申告

■所得税の確定申告会場

会場	期日	受付時間
マロニエプラザ (元今泉6丁目)	3月2日(日)と3月17日 (月)までの月～金曜日	午前9時～ 午後4時

- ▼会場への入場には入場整理券が必要です。
- ▼期間中は税務署での相談は行いません。
- ▼混雑状況により、受け付けを早めに締め切る場合があります。また、会場では納付できません。
- ▼会場は、マイナンバーカード方式によるスマートフォンでの申告を基本とした相談体制です。
- ▼確定申告書などの用紙の配布は行いません。

■所得税の確定申告はスマホ申告がオススメ

マイナンバーカード(※)を使って自宅からスマートフォンで確定申告ができます。詳しくは、各庁舎(下のQR参照)をご覧ください。



▲確定申告
作成コーナー URL1



▲マイナポータル
連携 URL2



▲国税庁 URL3

■郵送で申告する場合

▼送付先 〒320-8655 宇都宮税務署

便利な手続き



外出しなくても税金を納める方法がありますか？



キャッシュレス納付をご利用ください。

口座振替やスマートフォン、クレジットカードやペイジーによる納付があります。

口座振替は一度手続きをすると、納期の末日に指定の金融機関の口座から継続して自動で振り替えになるので、納め忘れの心配がありません。

スマートフォンやクレジットカード、ペイジーによる納付は、納付書のe-QRを読み込むことで、いつでもどこでも納付が可能です。市税の納付には、生活様式にあった納付方法をご利用ください。

納税課 ☎(632)2189



所得証明書・課税証明書はコンビニエンスストアなどでも取得できますか？



マルチコピー機(キオスク端末)でマイナンバーカードを利用して証明書を取得できます。

マルチコピー機で取得できる証明書は、最新年度のみです。なお、課税証明書(児童手当用)や本市を転出した人、証明する年度の1月2日以降に転入した人は取得できません。

▼利用時間 毎日、午前6時30分～午後11時。ただし、メンテナンス時を除く。

▼費用 1通200円。

▼持ち物 利用者証明用電子証明書を格納したマイナンバーカード(※)。

税制課 ☎(632)2187